豊見城市緑化ボランティア実施要綱

令和2年1月6日 市長決裁

（目的）

第1条　この要綱は、豊見城市が管理する道路の植樹桝、里道等（以下「植樹桝等」という。）において個人、企業等が行う道路の環境美化を図るためのボランティア活動（以下「活動」という。）について、必要な事項をまとめる。

（活動）

第2条　緑化ボランティア(以下「ボランティア」という。）は、植樹桝等において次に掲げる活動を行うことができる。

1. 植樹桝等の清掃及び除草
2. 既存街路樹の管理
3. 営利を目的としない植栽及び管理
4. その他市が認めるもの

（申し込み）

第3条　ボランティアを希望する者（以下「希望者」という。）は、豊見城市緑化ボランティア申込書（第1号様式）（以下「申込書」という。）を市に提出するものとする。

（協定書の締結）

第4条　市は、希望者がボランティアとして適当と認められる場合は、希望者との間に豊見城市緑化ボランティア協定書（第2号様式）（以下「協定書」という。）を締結するものとする。

（協定書の変更）

第5条　希望者は、協定書の内容に変更が生じた場合は、豊見城市緑化ボランティア変更届（第3号様式）を市に提出するものとする。

（助言及び指導）

第6条　市は、必要に応じボランティアに対し助言、指導を行うものとする。

（協定の解消）

第7条　希望者は、活動を終了する場合は、豊見城市緑化ボランティア解消届（第4号様式）（以下「解消届」という。）を市に提出するものとする。

　　2　 市は、ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときに協定を解消することができる。

1. ボランティアが協定の解消を希望し、解消届が提出されたとき
2. ボランティアがその信用を著しく傷つける行為を行ったとき
3. 申込書の記述内容に重大な虚偽が発覚したとき
4. その他市が認めるとき

（責任の所在）

第8条　ボランティアは自らの責任において活動するものとし、活動中に発生した事故、トラブルその他の損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第9条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。